

鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金交付要綱の一部改正

鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金交付要綱（令和4年4月25日付第202200020131号鳥取県交流人口拡大本部長通知）の一部を次のように改正する。

次の表改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(交付申請の時期等) 第4条 本補助金の交付申請は、 <u>知事が別に定める日</u> までに行わなければならない。 2～3 略	(交付申請の時期等) 第4条 本補助金の交付申請は、 <u>毎年5月20日</u> までに行わなければならない。 2～3 略

附 則

この要綱は、令和4年8月26日から施行する。